

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和 7 年 2 月 6 日（木） 13 時 30 分～14 時 10 分

【場 所】 堺市役所本館地下 1 階 総務局会議室

※Web 会議形式で開催

【内 容】

案件	事案概要	答申結果
1	令和 5 年 8 月、宴会の場において同じ消防署の部下職員に対し殴る等の暴行を加えた。 また、令和 5 年夏頃から令和 6 年 8 月までの間、同被害職員に対して暴言によるパワーハラスメント行為を日常的に行った。	減給 10 分の 1 5 月
2	令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの間、当時勤務していた東消防署の部下職員に対してわいせつな言動を繰り返すセクシュアルハラスメント行為を行った。	減給 10 分の 1 4 月
3	令和 6 年 6 月以降、同じ所属の複数の同僚職員に対し大声で威圧的な指導を繰り返し、人格を否定する発言によるパワーハラスメント行為を行った。	減給 10 分の 1 1 月
4	平成 26 年 11 月から令和 6 年 3 月までの間、適切に届出を行わなかった結果、扶養手当（合計 174 万 1,051 円）を不正に受給した。	減給 10 分の 1 1 月